

2006年12月28日

内閣府国民生活局消費者企画課
消費者団体訴訟制度準備室 御中

特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 品川 尚志
住所 東京都千代田区六番町 15
プラザエフ 6階
電話 03-5212-3066

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（案）に関する意見

「ガイドライン（案）」5ページ 「2.適格消費者団体の認定 （3）体制及び業務規程
ア体制」について

（意見の趣旨）

適格消費者団体の社員数を斟酌するだけでなく、適格消費者団体の正会員団体の構成
員数も勘案されるよう要望します。

（理由）

「ガイドライン（案）」では、申請者自体の社員数について、少なくとも100人存在し
ていることを体制整備の一つの目安として斟酌する旨記載されています。

適格消費者団体の会員が専門家で構成される割合が大きいことを考えると、地方で県単
位の活動をする団体にとっては負担になる人数要件といえます。

また、国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会でも、人数要件を設けることはコ
ンセンサスとはなっていません。さらに、人数要件を検討する場合は、正会員団体の構成
員数も考慮すべきとの意見も出されていました。

人数要件を示す理由が、消費者利益代表性という観点であれば、適格消費者団体の団体
会員で消費者が参加している団体の構成員数を考慮しても良いと考えます。例えば、200
人以上の団体が正会員として参加していれば、消費者利益代表性を満たしているとし、社
員数は問わないといった考え方です。

本制度では、適格消費者団体の認定申請にあたって、申請者の正会員数だけでなく団体
正会員の構成員数の提出を求めています。また、団体正会員の構成員数が10パーセン
ト以上増減した場合に届出が必要と規定しています。このような規定を置くのであれば、
適格消費者団体の正会員となっている団体の構成員数も勘案すべきと考えます。

以上